

金原地区土地改良事業営農計画策定等支援業務委託 特記仕様書

第1条 適用範囲

本特記仕様書（以下、「仕様書」という。）は、相模原市が実施する「金原地区土地改良事業営農計画策定等支援業務委託（以下、「本業務」という。）」に適用する。業務の実施にあたって本仕様書に明示なき一般事項は、「相模原市土木設計業務等共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）」によるものとする。

第2条 業務目的

本業務は、金原地区における土地改良事業を推進するため、担い手となる認定農業者等の意見を踏まえた営農計画の策定を支援するとともに、土地改良事業の採択に必要な費用対効果分析の時点更新、地元地権者で構成する推進委員会の運営支援等を行うもの。

第3条 業務期間

業務期間は、契約日から令和9年3月31日までとする。

第4条 業務場所

本業務の場所は、相模原市緑区根小屋・長竹地内で、別添位置図に示すとおりとする。

第5条 従事技術者

本業務における管理技術者、照査技術者について次のとおりとする。

(1) 管理技術者の条件について以下のとおり定める。

共通仕様書第7条第3項に定める技術士の「業務に該当する部門（業務に該当する選択科目）」は「農業部門（農村地域・資源計画）」とし、公告日から過去5年以内に国又は地方公共団体が行う業務委託のうち次の同種業務又は類似業務の実績を有する者。

- ・同種業務：土地改良事業計画
- ・類似業務：土地改良事業の経済効果（費用対効果）算定

(2) 照査技術者の条件について以下のとおり定める。

共通仕様書第8条第2項第2号に定める、技術士の「業務に該当する部門（業務に該当する選択科目）」は「総合技術監理部門（農業-農業農村工学）」、「総合技術監理部門（農業-農村地域・資源計画）」、「農業部門（農業農村工学）」、「農業部門（農村地域・資源計画）」とし、RCCMの「該当する業務の指定」は「農業土木」とし、そのいずれかの資格を有する者。

第6条 業務内容

本業務の範囲は、以下のとおりとし、令和5年度に策定した金原地区土地改良事業基本構想（金原地区農業振興ビジョン）及び令和7年度に策定した金原地区土地改良事業計画概要を踏まえ、金原地区土地改良事業の営農計画の策定等を支援するものとする。

(1) 営農計画の策定、土地利用及び区域設定、ゾーニングの策定

1-1) 営農計画案の精査

金原地区の農業の将来を展望し、土地改良事業完了後にいかなる主体がどのような営農を展開するか、農用地利用に関する関係者の意向を反映したうえで、金原地区土地改良事業計画概要策定業務（令和7年度実施）において作成した地域営農計画を精査・更新する。

精査・更新にあたっては、農業経営規模・生産方式・農業従事の態様・特産作物等を整理し、農用地の利用集積を図ることで農業経営基盤の強化を促進し、収益性の高い持続性のある農地高度利用の実現を目指した計画とする。

また、各種統計情報や関連振興計画・上位計画等を踏まえ、営農計画に係るすべての諸元や振興方針等を時点更新する。

1-2) 営農計画に基づく区域設定及びゾーニングの精査

地権者の意向を踏まえた設計諸元及び地域計画の目標地図に配慮しながら、金原地区の営農計画に基づき関係機関と調整を図り、望ましい農用地等の利用形態を確保するための区域設定及びゾーニング案を精査する。また、営農計画で整理した担い手それぞれが、事業区域のどこで耕作するか、関係者の意向を踏まえて農地集積・集約の構想を検討する。

なお、区域設定及びゾーニングの検討にあたっては、国の補助採択要件の変更に伴う担い手への農地集積率を踏まえるものとし、①農地をほぼ現状維持する自給的農家（自家消費）、②規模拡大を望む地元の生産農家（認定農業者等の中心経営体）への利用集積、③貸借を望む非農家を対象とした新規参入企業等への集積、④売却を望む非農家を対象とした非農用地区域創設（不換地等）などに区分して整理する。

(2) 経済効果の時点更新

金原地区土地改良事業計画概要策定業務委託（令和7年度実施）により算出した金原地区土地改良事業の経済効果について、評価基準年度の更新に伴い、最新の諸係数を適用して総費用及び総便益を時点更新する。

(3) 照査及び成果品作成

3-1) 照査

照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書を作成する。

3-2) 点検取りまとめ

設計計算書、図面等の点検取りまとめを行う。

(4) 推進委員会等の運営支援

4-1) 資料作成

推進委員会、権利者説明会及び関係機関との調整等に用いる資料、地権者への事業説明に用いる資料、その他必要な資料を作成する。

4-2) 推進委員会及び権利者説明会等への出席

推進委員会及び権利者説明会等へ出席し議事録を作成する。（全5回程度）

4-3) かわら版作成

推進委員会等の概要をまとめた、かわら版（「かなはら通信」）を作成する。

(5) 打合せ協議

業務着手時、中間時2回と成果物納品時等に、必要な打合せ協議を行う。

第7条 成果品

成果品は下記項目とする。

- (1) 報告書：A4サイズ 2部
 - (2) 電子納品：原本（原稿・原図）の電子データを格納した電子媒体（DVD-R等） 2部
- 成果品は全てすべて相模原市の所有とし、成果品の内容及び作成上知り得た事項について、相模原市の承認を得ず他に貸与または公表してはならない。

第8条 土地の立入り

受託者は、作業を実施するため、第三者の土地に立入る場合は、予め関係者と緊密な連絡を取るなどして、業務の円滑な遂行を期さなければならない。

第9条 個人情報の取扱い

受託者は、本業務を行うに当たり、共通仕様書第31条を遵守する。

第10条 貸与資料

本業務における貸与資料は、以下のとおりとする。

- (1) 金原地区土地改良事業基本構想策定業務委託（その1） 成果品
- (2) 金原地区土地改良事業基本構想策定業務委託（その2） 成果品
- (3) 金原地区土地改良事業基本構想策定業務委託（その3） 成果品
- (4) 金原地区土地改良事業計画概要策定準備業務委託 成果品
- (5) 金原地区土地改良事業推進支援業務委託 成果品
- (6) 金原地区土地改良事業計画概要策定業務委託 成果品

第11条 その他

本仕様書及び共通仕様書に定めがない事項または本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、発注者及び受託者双方で協議の上、決定する。

以 上